

日本行政書士政治連盟千葉会役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本行政書士政治連盟千葉会（以下「本会」という。）規約（以下「規約」という。）第6条の定めるところにより、役員を選任を公正に行うため、必要な事項を定める。

(選任する役員数)

第2条 大会において選任すべき役員の数、規約第5条第1項に定めるところとする。

- 2 前項により選任された各役員に欠員が生じたときは、補欠選任するものとする。ただし、員数が規約第5条第1項に定める員数の範囲内である場合には、次に開かれる大会まで補欠選任をしないことができる。

(役員を選任)

第3条 役員を選任は、次の方法による。

- 一 会長 選挙
- 二 副会長及び会長推薦幹事
選任された会長の推薦する候補者を大会の承認により決定する。
- 三 その他の役員
幹事 各地区（千葉、葛南、東葛各2人、市原、印旛、長夷、東総、君津、安房各1人）より推薦された候補者を大会の承認により決定する。
会計監事 該当する地区より推薦された候補者を大会の承認により決定する。
幹事長・副幹事長・常任幹事
選任された会長の指名により、幹事の中から幹事会において決定する。

(選挙権者)

第4条 選挙権を行使することのできる者は、選挙の行われている大会に、現に出席している大会の構成員（以下「選挙権者」という。）とする。

(会長候補者)

第5条 会長に立候補できる者は、本会の個人会員で、個人会員15人以上の推薦を受けた者とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第6条 本会に、選挙事務を管理するため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、次の各号に定める事務を管理する。

- 一 選挙に関する告示
- 二 立候補届出の受理、又は候補の辞退の届出の受理
- 三 選挙公報の発行
- 四 投票及び開票の管理
- 五 当選者等の確定
- 六 その他選挙事務の管理に必要な事項

(委員の選任)

第8条 委員会の委員は、各地区より推薦された個人会員の中から幹事会の承認を得て本会の会長が委嘱する。

2 委員は、本会の役員以外の個人会員の中から選ばなければならない。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、各地区1人の委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長1人を置く。
- 3 委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表しその事務を統括する。
- 5 委員長は、副委員長を指名することができる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は本会の会長が招集する。

- 2 委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席しその過半数で決する。可否同数の時は委員長が決する。
- 3 委員会の決議は文書によることができる。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、就任後最初の大会（第1回目の選挙が行われる大会）の終了までとする。

(委員の資格喪失)

第12条 委員が候補者になったときは、その資格を喪失する。

(選挙告示)

第13条 委員会は、選挙期日から20日前までに次の事項を定め、本会の事務局に掲示し、かつ、遅滞なく個人会員にこれを通知しなければならない。

- 一 選挙期日及びその場所に関する事項
- 二 候補者の届出に関する事項
- 三 選挙公報の発行に関する事項
- 四 その他の必要な事項

2 前項第2号の届出期間は、告示の日から5日間とする。

(選挙公報)

第14条 委員会は、選挙公報を発行し、投票日の7日前までに個人会員に発送するものとする。

- 2 選挙公報には、候補者の氏名、生年月日、略歴、所信及び所属地区名を記載する。
- 3 前項のほか必要な事項は、委員会で定める。

(事務局)

第15条 委員会の事務は、本会の事務局が行う。

第3章 立候補届等

(会長立候補の届出)

第16条 会長に立候補しようとする者は、第13条第2項による選挙告示で

定められた届出期間内に立候補届（様式第1号）により、個人会員15人以上の推薦届（様式第2号）を添付の上、委員会に届け出なければならない。

- 2 個人会員は、複数の候補者を推薦することはできない。
- 3 会長に立候補の届出が締切日までにない場合は、第3条第1号の規定にかかわらず、幹事会において推薦し、大会の承認により決定する。

（候補者の辞退）

第17条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、書面により、委員会にその旨を届けなければならない。

（候補者の告示）

- 第18条 立候補の届出があったときは、委員会は直ちに候補者の氏名及び所属地区名を本会の事務局に告示しなければならない。
- 2 前条の辞退届があったときも同様とする。

第4章 投票及び開票

（選挙の方法）

- 第19条 選挙は、投票の方法により行う。
- 2 投票は1人1票とする。
 - 3 投票に先立ち、議長は選挙に関する事項を宣言した後に議場を閉鎖し、委員会に選挙事務を移行させる。

（投票所）

第20条 投票所は、大会の議場内に設けなければならない。

（投票用紙）

- 第21条 委員会は、投票用紙を調製しておかななければならない。
- 2 投票用紙は、候補者を明記しないもの又は候補者を連記したものとする。

（投票用紙の交付）

第22条 委員会は、投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

(投票用紙の記載方法)

第23条 投票は、選挙しようとする者の氏名を単記し、無記名にて定められた投票箱に投票するものとする。

2 投票用紙に候補者が連記されている場合は、1人を選び、しるしを付し、無記名にて定められた投票箱に投票するものとする。

(投票の締切)

第24条 委員会が投票を締め切ろうとするときは、委員長からその旨を選挙権者に通告しなければならない。

(無効投票)

第25条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いなかったもの。
- 二 委員会において被選挙者が確認できなかったもの。
- 三 候補者を2人以上選任したもの。
- 四 候補者の氏名以外の事項を記載あるいは併記したもの。

(投票及び開票)

第26条 投票及び開票は、大会の議場若しくは委員会が定めた場所で委員会が行う。その場合、選挙権者のうちから、委員会が指名した立会人が立会わなければならない。

(当選者の確定)

第27条 当選者の確定は、有効投票数の最高得票者を当選者とする。

- 2 得票数が同数の場合には、くじで決める。
- 3 会長立候補者が1人の場合には、投票を行わず無投票当選とする。

(開票結果の報告)

第28条 当選者が確定したときは、委員長は大会の議場において、投票総数及び有効、無効の投票数、候補者別の得票数、当選者の氏名並びに必要と認めた事項を報告しなければならない。

2 委員会は、当選者に対して当選証書を交付するものとする。

(役員 の 就任)

第29条 選任された役員は、会長に対して、遅滞なく、書面により役員就任の諾否を届け出なければならない。

- 2 選任された者が選任された日から14日以内に前項の届出をしないときは、その者は当該役員に就任しないものとみなす。

第5章 選挙運動の制限等

(選挙の倫理)

第30条 この規程に基づく選挙のための運動は、公明正大を旨とし、会員としての品位を汚してはならない。

(禁止事項)

第31条 候補者（「その支持者、後援会」を含む。）は、選挙運動のための文書、図画には、虚偽または他人を誹謗し、もしくは、名誉をき損するような事項を記載してはならない。なお、選挙運動は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までとする。

- 2 候補者の支持者、後援会が、前項の文書、図画を発行しようとするときはその内容等について、あらかじめ当該候補者の承認を得なければならない。当該候補者はその文書、図画についてすべての責任を負うものとする。

(選挙運動文書、図画の届出等)

第32条 候補者（「その支持者、後援会」を含む。）は、選挙運動のための文書、図画を送付又は配付しようとするときは、選挙期日の15日前までに当該候補者の責任においてその文書、図画各5通を添付して、その旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 委員会は、前項の届け出があったときは、すみやかに当該文書、図画を他の候補者に送付するものとする。
- 3 前項により送付を受けた候補者は、その文書、図画について第34条（禁止事項）に違反したと認めるときは、文書を持って、その事由を委員会に申し出ることができる。

(規則違反の処置)

第33条 委員会は、選挙の公平を期するため、委員会総数の3分の2以上の決議を経て、次の事項を行うことができる。

- 一 候補者（「その支持者、後援会」を含む。）がこの規則に違反したと認められる場合は、当該候補者に弁明の機会を与え、その事実が明らかに認められるときは、当該候補者に対し、注意又は適当な処置を行うこと。

第6章 補則

（規則の改廃）

第34条 この規程の改廃は、大会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

1 この規程は、令和4年5月28日から施行する。

(様式第1号)

立 候 補 届

年 月 日

日本行政書士政治連盟千葉会
選挙管理委員会 御中

立候補者
事務所所在地

氏 名 印

私は、会長立候補を届け出ます。

日本行政書士政治連盟千葉会

(様式第2号)

推 薦 届

年 月 日

日本行政書士政治連盟千葉会
選挙管理委員会 御中

推薦する会長候補者

氏 名	
事務所所在地	

上記の者を千葉県行政書士会会長候補者として推薦します。

推薦者

事務所所在地	
氏 名	印

日本行政書士政治連盟千葉会